

議案第54号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和3年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後		
<p>第1条から第9条まで 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>（1）法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請（以下この号において「認定の申請」という。）をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <table border="1" data-bbox="344 1045 1122 1094"><tr><td>略</td></tr></table> <p>（2）から（7）まで 略</p> <p>以下 略</p>	略	<p>第1条から第9条まで 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p> <p>別表第3（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>（1）法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請（以下この号において「認定の申請」という。）をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額</p> <table border="1" data-bbox="1240 1045 2018 1094"><tr><td>略</td></tr></table> <p>（2）から（7）まで 略</p> <p>以下 略</p>	略
略			
略			

別表第3第1号の表を次のように改める。

項	区分	金額
---	----	----

	認定の申請	床面積の合計	住宅	
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下この別表において「品確法」という。）第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	13,000円
			増改築基準が適用される住宅	17,400円
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この別表において同じ。）に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	21,300円
			増改築基準が適用される住宅	29,600円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	35,300円
			増改築基準が適用される住宅	49,900円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	55,200円
			増改築基準が適用される住宅	77,000円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	97,500円
			増改築基準が適用される住宅	136,400円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	163,400円		
	増改築基準が適用される住宅	228,000円		

(議 54 - 4)

		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	279,700円 387,200円
3	その他の一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	73,600円 108,700円
4	その他の共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	130,000円
			増改築基準が適用される住宅	192,700円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	207,000円
			増改築基準が適用される住宅	307,300円
		1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	408,100円
			増改築基準が適用される住宅	606,300円
		3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	730,000円
			増改築基準が適用される住宅	1,085,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	1,255,000円		
	増改築基準が適用される住宅	1,865,500円		

	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	2,323,700円
		増改築基準が適用される住宅	3,453,000円

備考

- この表中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号。以下この号において「告示」という。）における用語の意義によるものとする。
- 備考1の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る認定対象建築物（告示第2の5に規定する認定対象建築物をいう。）の床面積の合計をいう。
- 床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。
- 「併用住宅」とは、住宅以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る一戸の住宅で、床面積の合計のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積が50平方メートル以下のものをいう。

別表第3第4号の表を次のように改める。

項	区分			金額	
	変更の認定の申請	床面積の合計	住宅		
1	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅又は併用住宅に係るもの		新築基準が適用される住宅	1,900円	
			増改築基準が適用される住宅	2,700円	
2	品確法第6条の2第5項に規定する確認書又は住宅性能評価書が交	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	3,700円	変更の内容が認定対象住戸全体に及ばない場合 この表に掲
			増改築基準が適用される住宅	5,600円	
		500平方メートルを	新築基準が適用される住宅	6,500円	

	付された共同住宅等に 係るもの	超え1,000平方メー トル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	9,900円	げる金額を認定対象 住戸全ての数で除し て得た額（その金額 に100円未満の端数 がある場合は、これ を100円に切り上げ た額）に当該変更の 認定の内容が及ぶ認 定対象住戸の数を乗 じて得た額。ただし、 その額がこの表に掲 げる金額を超える場 合にあっては、この 表に掲げる金額とす る。
		1,000平方メー トルを超え3,000平方メ ートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	9,500円	
			増改築基準が適用される住宅	14,300円	
		3,000平方メー トルを超え5,000平方メ ートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	17,500円	
			増改築基準が適用される住宅	26,300円	
		5,000平方メー トルを超え10,000平方メ ートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	29,800円	
増改築基準が適用される住宅	44,800円				
10,000平方メー トルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	49,300円			
	増改築基準が適用される住宅	74,100円			
3	その他の一戸建ての住 宅又は併用住宅に係る もの		新築基準が適用される住宅	12,700円	法第5条第6項第4 号から第6号までに 掲げる事項のみの変 更の場合 2,300円
			増改築基準が適用される住宅	18,900円	
4	その他の共同住宅等に 係るもの	500平方メートル以 下のもの	新築基準が適用される住宅	23,300円	ア 変更の内容が認 定対象住戸全体に 及ばない場合 こ の表に掲げる金額 を認定対象住戸全
			増改築基準が適用される住宅	35,100円	
		500平方メートルを 超え1,000平方メー トル以下のもの	新築基準が適用される住宅	37,700円	
			増改築基準が適用される住宅	56,600円	

	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	73,800円	ての数で除して得た額（その金額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額）に当該変更の認定の内容が及ぶ認定対象住戸の数を乗じて得た額。ただし、その額がこの表に掲げる金額を超える場合にあっては、この表に掲げる金額とする。 イ 法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合 2,300円
		増改築基準が適用される住宅	110,900円	
	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	134,500円	
		増改築基準が適用される住宅	201,800円	
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	233,800円	
		増改築基準が適用される住宅	350,800円	
	10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	431,600円	
		増改築基準が適用される住宅	647,500円	

備考 第1号の表の備考の規定は、この表についても適用する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>第1条から第9条まで 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p> <p>別表第3 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 法第9条第1項の規定により法第8条第1項の変更の認定を受けようとする者 1,500円</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 法第5条第1項から<u>第3項</u>までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとするもの 1通につき980円</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条から第9条まで 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p> <p>別表第3 (第2条関係)</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 法第9条第1項又は<u>第3項</u>の規定により法第8条第1項の変更の認定を受けようとする者 1,500円</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 法第5条第1項から<u>第5項</u>までの認定、法第8条第1項の変更の認定又は法第10条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を受けようとするもの 1通につき980円</p> <p>(8) <u>法第18条第1項の許可を受けようとする者 160,000円</u></p> <p>以下 略</p>
---	---

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の守口市手数料条例別表第3第1号及び第4号の規定は、この条例の施行の日以後にされる長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請及び同法第8条第1項の変更の認定の申請（以下「認定の申請等」という。）に係る手数料について適用し、同日前にされた認定の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。